

平成21年8月7日

次期介護保険制度改正に向けた提言

～「介護報酬改定後の取組み調査」結果から～

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
介護保険居宅事業者連絡会
運営委員長 山田 禎一

1 区分支給限度額の引き上げが必要です

【提言内容】

平成21年介護報酬改定では新たな加算が創設されたが、区分支給限度額の変更はされなかった。利用者の中には事業所が加算を取得することにより区分支給限度額を超えてしまい、自己負担が増えたり、サービスの時間や回数を減らしている実態がある。利用者のサービス抑制を防ぐために、区分支給限度額の引き上げが必要である。

【調査結果から】

- 「報酬改定により区分支給限度額を超えてしまい、サービスの時間や回数を減らした」と 38.2%が回答している。
- 「報酬改定により区分支給限度額を超えてしまい、利用者の自己負担額が増えた」と 52.0%が回答している。

【調査結果から（自由記述から）】

- 介護報酬単価を上げた場合、当然重度介護の方は枠組みである区分支給限度基準額を上げないと、介護保険の枠内ではサービス利用が出来ない。
- サービス限度額の上限がかわらなかったため、単位数オーバーでやむなくケアプランを変更しサービスを抑制される方が多く、その大半はホームヘルプを減らして調整されるために、訪問介護は少しも増収に繋がらない。
- 区分支給額が変わらないため利用回数が減ってしまったり、経済的に困難なケースが出てきてしまうと考えられる。
- 体制は変動する可能性が高く、加算の有無が利用者負担や支給限度オーバーに影響するのは高齢者を混乱させる制度であり、改善が必要。

2 職員の処遇改善に取り組むには安定した経営基盤が必要です

【提言内容】

平成21年度介護報酬改定は3%のプラス改定とされていたが、加算中心の改定であったため、約半分の事業所は収入の増加に至らなかった。しかし、職員の処遇改善の取り組みでは、既に約4割の事業所が基本給をあげている。職員の処遇改善に取り組むためには、事業所の安定した経営基盤が必要であるため、介護職員処遇改善交付金を活用する一方、加算中心の改定ではなく、介護報酬本体の引き上げが必要である。なお、この場合は利用者への負担増とならないこと、ならびに支給限度額引き上げのとの整合をはかること。

調査結果から

- 平成21年4月と平成20年4月の収入見込みの比較では、増えた（大きく増えた＋増えた＋少し増えた）と 55.2%が回答している。
- 売上げが増えたと考えられる要因では「介護報酬改定以外の要因で売上げが増えた」と 42.4%が回答し、その内容の大半は「利用率・利用人数が増加した」であった。
- 処遇改善の取り組み状況では「基本給を上げた」が 37.2%、「基本給以外の部分で、手当を上げた（資格手当等）」が 23.2%であった。また、「基本給を上げる予定をしていない」が 54.2%であった。
- 職員の処遇改善を行なううえでの課題では、「3年後の制度改正・報酬改定を見据えると基本給までは手をつけられない」が 39.7%、「介護職員処遇改善交付金（仮称）の詳細が分からないので、様子を見ている」が 38.1%、「平成21年度介護報酬改定は赤字補填にしかならず、職員への処遇改善にまでは回らない」が 36.6%、「平成21年度介護報酬改定後も経営状況は変わらないが、人材確保のために処遇改善せざるを得ない」が 36.4%であった。

調査結果（自由記述）から

- 平成21年4月までに人事、給与制度の改正をすでに実施したが、評価がされない。
- 職員への処遇改善は行ったが、赤字は解消されない。
- 加算や交付金のような不安定な財源では基本給を上げる等の処遇改善は困難であり、人材確保につながりにくい。
- 少しずつ積上げてきた収益分と他事業分で基本給の引き上げを実施したが、これは職員の処遇改善に切実な問題があるからで苦肉の策である。今回の改定程度では、職員に先を見据えた方針なり方向性を示してもらわないと、人材の安定的な雇用等につながらない。

3 保険者によって加算の判断基準のバラツキが出ています

【提言内容】

平成21年度介護報酬改定では、独居高齢者に対する支援等を評価する「独居高齢者加算」が創設された。加算の算定について、独居であることを確認する方法・書類が保険者によって見解の相違が出ている。利用者・事業所の混乱を防ぐために、実態に即した確認方法となるよう国として統一した見解を示すことが必要である。

調査結果（自由記述）から

- 独居であることを確認する書類の見解が統一されていない。問い合わせでも明確な回答が得られない
- 独居加算のための住民票取得が困難である（疑問に感じる）。
- 独居加算は「ケアマネの適切なケアマネジメントで算定」と言われ、判断が難しい場合算定できない。
- 住民票を集めるのが大変手間がかかる。住民票を取るための書式等を統一して欲しい。
- 加算制度が導入され、独居、認知症、各加算についてはケアマネだけでなく家族、本人にも負担（手続（住民票など）の協力など）となっている。
- 独居加算においては、いくら地方の時代とはいえあまりにもローカルルールが増加した。

情報交換会の意見から

※ 本会が開催した「介護報酬改定後、どうなった（平成21年6月18日）」情報交換会では、現場事業所から以下の意見があった。

- 独居加算は自治体によって対応が様々。住民票を取りに行くのにケアマネは自分の住所を書かなければならない。
- 加算がついたのはありがたいが、実際の手間とは比例はしない。
- 個人情報の漏洩を気にしている利用者からは住民票はとれない。住民票をとることの意義が不透明。

4 実態に見合った地域区分・人件費割合の見直しが必要です

【提言内容】

平成21年度介護報酬改定では、地域区分そのものの見直しは見送られ、特別区、乙地の報酬単価のみが改定された。地方と比較して人件費、諸物価、消費生活指数などが高い東京においては、高齢者を支える介護人材が極めて不足しており、報酬改定を受けても、人材不足を大幅に解消することは困難である。大都市東京の人件費や諸物価に見合った地域区分・人件費割合の見直しと、報酬単価そのものの見直しが必要である。

調査結果（自由記述）から

- 地域加算は大都市部単価を抜本的に見直す必要がある。
- 町村部は「その他」の地域区分となっており、報酬改定で取り残されている。特甲地、乙地とは雇用情勢、物価水準と変わらないのに地域区分に反映されていない。
- 2度のマイナス報酬改定で厳しい経営状態の中、その分にも満たない。しかも加算でアップしたようにしてもマイナス分の補填にしかならず、また人件費率も現実とはかけはなれた設定で処遇の改善にはとても結びつかない。
- 地域係数について実態にあわせて設けるべきである。